

壽々々ニ歸來シ種々争議對策ヲ協議シツ、アリタリ

(二) 右争議策謀ヲ内偵シ得タル所聽坂本園ニ於テハ帝ニ彼等ハ一
般従業員ノ意思如何ニ不拘徒ラニ争議ヲ激發シ争議ノ前後事
業主ヲ脅迫シ金錢ノ強要ヲ爲ス事ヲ常套的ニ行ヒ居ル端ア
ルヲ以テ(註四月三日發生ノ争議解決後、川端等人數回ニ涉
リ玩具用ヒストル等ヲ使用シ事業主側ヲ脅迫シ金百十四圓ヲ
領得タル等ノ事實アリ本件ニ就テハ川端ヲ四月七日檢擧シ取
調ノ上五月十三日恐喝罪ヲ以テ事件ヲ東京区裁判所檢事局ニ
送致ス)會合場所ヨリ前記九名ヲ檢取取調ノ上鈴木正壽以外
ハ夫々終放マリ

(三) 檢取取調ノ上放還セラレタス川端一二三等ハ従業員ト協議ノ
上六月十八日午後一時ヨリ車庫ニ於テ事業主側代表、渡辺寛
仁科三六ト會見シ晨ニ提出セル要求事項ヲ撤回シ種々折衝ノ
結果

鈴木正壽 山本隆一 尾原久助 小田増天 佐藤貞夫

ノ五名ノ解雇ヲ認メ退職金當總額百五十圓外ニ争議費用トシ
テ三十圓ヲ事業主ヨリ受クル事トシ妥協及立午後七時三十分
解決セリ

後而日本労働同盟争議部長、川端一二三八別記(四)ノ如ク覺
書ヲ事業主ニ提出シ今後一切近藤カレシノ紛議ニ對シテハ
関知マサル事ヲ誓約スル所アリタリ

右及申(通)報候也

別記

要求書

歩合制度左ノ如ク實施ノコト

(一) 三十四年式歩合三割 日當五丁銀

四三三年式歩合三割 日當五圓